

第2章 条例指定の基準

1 基本的な考え方

NPO法人の活動の公益性を判断する「**公益要件**」と、運営面での健全性を判断する「**運営要件**」という二つの視点で基準を設定しています。

具体的な基準は、「認定NPO法人制度」の基準を参考としています。指定NPO法人は、認定NPO法人と比べて税制上の優遇措置が少ないものの、条例指定を受けることによって、認定NPO法人になりやすくなるということも考慮したものとなっています。

「公益要件」は、「**市内における公益的活動の実績**」と「**地域における支持（数値基準）**」の2つの基準からなっており、「運営要件」は、運営組織や経理、事業活動などが適正かを確認するための基準として、PST基準を除く認定NPO法人の基準をベースに、一部緩和したものとなっています。

【表4】条例指定NPO法人になるための基準等の概要

公益要件 (公益性の判断基準)	運営要件 (運営面での健全性の判断基準)	欠格事由
①市内における公益的活動の実績 ②地域における支持	①運営組織及び経理が適切 ②事業活動の内容が適正 ③情報公開が適切 ④所轄庁への書類が提出済 ⑤法令違反等がないこと ⑥設立後1年を超える期間を経過	・暴力団関係 ・税の滞納 など

※ これらの基準は申出の時点だけでなく、実績判定期間（初回申出時は直近の2事業年度）中の適合が必要となる。

2 「公益性」の判断基準（公益要件）

(1) 市内における公益的活動の実績

活動実績の判断にあたっては、NPO法人が様々な活動を行っていることを踏まえて、行政との協働の実績の有無などの一律の指標を設けて実績を判断するのではなく、**市内における継続的な公益的活動の実績**を法人から提出された書類で確認します。

提出書類は、特に決まっているわけではありません。法人が作成しているパンフレットや事業活動に関する広報物など、市内で継続的に公益的な活動を一定程度行っていることを客観的に証明できるものをご用意ください。

提出された書類により、「市内における公益的活動の実績」があることを、外部委員からなる**審査会で総合的に判断**します。

なお、一定の公益性のある活動を市内で行っていれば、市内に事務所がなくても基準を満たしますが、市内での活動が少ない場合などは、市内に事務所を有していても、基準を満たさないと審査会が判断する場合があります。

【表5】市内における公益的活動の実績

判断基準	提出書類
市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること	○基準に適合することを説明する書類 (基準等チェック表) ○市内における継続的な公益的活動の実績が一定程度あることを客観的に証明できる任意の書類 (例)パンフレット、事業活動に関する広報物、写真・新聞記事など

(2) 地域における支持

NPO法人の「地域における支持」を、その**法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の人数で判断**します。

具体的には、年間3,000円以上の寄附等をした川崎市民が年平均50人以上、又は、1,000円以上の寄附等をした市民が年平均100人以上のいずれかを満たすことが必要となります。

また、他の所轄庁の認定を取得したNPO法人については、NPO法により「公益の増進に資する法人」と認定されていることから、市内における公益的活動の実績があれば、この基準を満たすこととしています(本市の条例指定を経て認定を取得した法人については、初回申出時に3,000円×50人又は1,000円×100人の基準を一度だけ満たせば、更新時に数値基準が課されないという不合理が生じるため、対象外です。)

【表6】地域における支持

判断基準	提出書類
次のいずれかを満たすこと ①年間3,000円以上の「寄附」をした「川崎市民」の数が年平均50人以上 ②年間1,000円以上の「寄附」をした「川崎市民」の数が年平均100人以上 ③認定NPO法人であること (本市の条例指定を経て認定を取得した法人(更新時)を除く)	○基準に適合することを説明する書類 (基準等チェック表) ○根拠資料としての寄附者名簿(①・②のみ) ○認定法人であることを証明する書類(所轄庁の発行した通知等の写し、③のみ)

申出にあたっては、「地域における支持」の算定対象となる「寄附」や「川崎市民」の範囲を確認した上で、同一人物の名寄せなどを行い、算定対象となる寄附者等のデータを抽出した寄附者名簿を作成し、根拠資料として提出することが必要です。

【表7】算定対象となる「寄附」と「川崎市民」の範囲

算定対象となる「寄附」	川崎市民
対価性がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費(正会員の会費、賛助会費) ・現物寄附	次のいずれかに該当する個人 ・市内に住所を有する者 ・市内在勤・在学者 ・市内で公益的活動を行っている者 ※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合算し、1人とみなす

※ 「正会員の会費」については、寄附金控除の対象とはなりません。

【表 8】 根拠資料としての寄附者名簿の作成手順（例）

	手 順	備 考
寄附者の名寄せ等	1 寄附者が記載された名簿を事業年度ごとに名寄せ等を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとに同一人物の寄附を合算 ・生計を一にする者は合算し、1人とみなす ・受領年月日の情報は不要
対象外の寄附者を除く	2 役員、役員と生計を一にする者を除く	
	3 個人以外（法人・団体等）の寄附を除く	
「寄附」と認められるものを加える	4 正会員・賛助会員（役員を除く）の会費を加える	・会員特典等がある場合は審査会において算定の可否を判断
	5 現物寄附を加える	算定対象となる現物寄附 ・換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会において算定の可否を判断
「寄附」の合計額が基準に満たない者を除く	6 年間の「寄附」の合計額が3,000円又は1,000円未満の者を除く	・3,000円×50人、又は1,000円×100人のどちらを適用するかを決め、対象外の者を除外
「川崎市民」か確認	7 「市内在勤・在学者」、「市内で公益的活動を行っている者」の情報を加筆	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内在勤・在学者」は勤務先・通学先の名称と所在地を備考欄に記載 ・「市内で公益的活動を行っている者」は、指定を申し出た法人の会員として市内での活動を実際に行っていることなどを具体的に記載。（表9の備考欄参照。市内在勤・在学者に準じる程度の地域への関与を申出法人が説明できることが必要）。
	8 「川崎市民」でない者を除く	・市内在住・在勤・在学者でなく、市内で公益的活動を行っていない者を除外
「寄附」の性質を再確認	9 算定対象外の「寄附」を除外	・利用会費など対価性があるものや、一律に徴収した寄附など任意性のないものは除外
寄附者等を数える	10 人数を数える	・事業年度毎に人数を算出し、平均が50人又は100人以上であれば、基準を満たす

【表 9】 根拠資料としての寄附者名簿（例）

寄附者氏名	住 所	寄附等金額	備 考
川崎 一郎	川崎市～ 1丁目1番1号	8,000円	正会員会費5,000円、賛助会費1口3,000円
横浜 太郎	横浜市～ 1丁目1番1号	5,000円	正会員会費5,000円、〇〇大学在学（大学の所在地）
相模原洋子	相模原市～ 1丁目1番1号	6,000円	賛助会費2口6,000円、〇〇会社勤務（会社の所在地）
幸 和子	東京都～ 1丁目1番1号	2,000円	寄附2,000円、当法人会員として〇〇事業に従事（〇〇区で実施）

※ 根拠資料としての寄附者名簿とは別に、役員や法人からの寄附等を含む全ての寄附について記載した「寄附者名簿（第2号様式）」の提出が必要となります。（別冊「申出書類の記載例」P.6参照）

【表 10】 認定制度との比較

	認定（絶対値基準）	条例指定
数値基準	3,000 円×100 人	3,000 円×50 人又は 1,000 円×100 人（ <u>選択制</u> ）
寄附者等の 範囲	個人及び法人・団体 ※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合算し、1人とみなす	次のいずれかに該当する <u>個人</u> ・ <u>市内に住所を有する者</u> ・ <u>市内在勤・在学者</u> ・ <u>市内で公益的活動を行っている者</u> ※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合算し、1人とみなす
「寄附」の 範囲	対価性(※)がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（賛助会費） ・現物寄附（ <u>換金するなどして、活動計算書に計上されたものに限る</u> ）	対価性(※)がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（ <u>正会員の会費、賛助会費</u> ） ・現物寄附（ <u>換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会が算定可否を判断</u> ）

※ 正会員が負担する「会費」については、認定制度の絶対値基準の判定では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定に含めることはできない。一方、条例指定では正会員が法人の活動に参画していることに着目し、その会費を算定に含めることができる。ただし、表決権以外に会員特典がある場合には、審査会においてそれらの対価性について審議し、算定対象とすることが判断される。

★ どこまでが寄附金？

法人への寄附金や会費を、算定対象の「寄附」として認めるかどうかは、名称にとらわれず、金銭的負担の持つ性格によって、対象となるか否かを判断します。「寄附金」や「賛助会費」という名称でも、その内容が「寄附」として認められない場合は、算定対象とはなりません。

会費がサービス等の利用の対価と認められるような、いわゆる「利用会員」の会費については、その名称にかかわらず、算定対象外となります。また、対価性のない純粋な「寄附」であっても、一律に徴収されるなど、寄附者が任意に支出したとみなされない場合も、対象外となります。

どこまでが「寄附」として認められるかは、最終的に、外部委員からなる審査会において判断されます。

なお、寄附金控除の対象となる寄附金は、認定や条例指定の算定対象となる「寄附」と同じではありません。例えば、正会員の会費は、寄附金控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。



3 「運営面での健全性」の判断基準（運営要件）

指定NPO法人には、税制上の優遇措置が付与されており、市民からの寄附金を適正に活用するという点からも、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、寄附者や市民に対して十分な情報公開を行うことが求められています。

このため、**財務状況や情報公開等が適切であることを判断する基準**として設定したものが、「運営要件」です。これは、認定制度の基準とほぼ同じものとなっており、前述のとおり、指定NPO法人になった後、認定を受ける場合に、認定基準のうち本市の指定基準になっていない部分を満たせば認定が受けられるよう、法人の利便性を考慮して設定しています。

運営要件の基準の概要は、次のとおりです。

なお、総収入金額が年平均 800 万円未満の法人は、法人の希望により、インターネットによる事業報告書等の公表の義務などが課されない「**特例**」の適用を受けることもできますが、次回更新までの期間が通常 5 年から 3 年に短縮されます。

【表 11】 運営要件の基準の概要

基 準	提出書類
1 運営組織と経理が適正であること 2 事業活動が適正であること 3 情報公開を適切に行うこと ・法人事務所での書類の閲覧 ・事業報告書等及び定款のインターネットでの公表（※） 4 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること 5 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと 6 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること	基準に適合することを説明する書類 (基準等チェック表等)

※ 認定制度にはない、本市独自の基準。総収入金額が年平均 800 万円未満の法人が「特例措置」の適用を希望した場合は免除。

(1) 運営組織と経理が適正であること

この基準は、指定 NPO 法人の役員が特定の役員の親族や、特定の法人の関係者で占められていないか、また、適正な経理を行っているかを確認するための基準です。

NPO 法人については、「特定の役員の配偶者と三親等以内の親族の合計が役員総数の 3 分の 1 以下」という**役員に関する制限**がありますが、指定 NPO 法人には、より厳しい基準が設けられています。

また、経理に関する基準を満たすためには、公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等の**複式簿記への記録や経理書類の 7 年間の保存**などのほか、**費途が不明な支出がないことや帳簿に虚偽記載がないこと、その他の不適正な経理を行っていないこと**が求められます。

【表 12】 運営組織に関する基準

基 準	備 考
1 役員が、特定の役員の親族で占められていない	① 特定の役員の配偶者 ② 特定の役員の三親等以内の親族 ③ その役員に雇用されている者とその親族で生計を一にする者 ⇒①～③の合計が役員総数の 3 分の 1 以下
2 役員が、特定の法人の関係者で占められていない	① 特定の法人（NPO 法人や株式会社等）の役員や従業員 ② ①の配偶者や三親等以内の親族 ⇒①・②の合計が役員総数の 3 分の 1 以下

【表 13】 経理に関する基準

基 準	備 考
1 公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、青色申告法人に準じた経理を行っている	青色申告法人には、複式簿記に記録し、7 年間保存していることなどが課せられている
2 不適正な経理を行っていない	費途が不明な支出、帳簿の虚偽記載など

(2) 事業活動が適正であること

NPO法人の活動に関する基準には、認定制度にはない本市独自の規定を設け、法令等には明確に違反していないものの、NPO法の趣旨に反して、社会通念上、法で禁じられた「**特定の個人又は法人その他の団体の不当な利益**」につながる活動を行う法人は、この制度の対象とならないことを明確化しています。

また、宗教活動や政治活動を主たる目的としなければ、NPO法人になることができますが、指定NPO法人になるためには、**一切の宗教・政治活動は実施できません**。

さらに、役員等の関係者に対して報酬・給与の支給や資産の譲渡に関する特別の利益を与えたり、営利目的の事業を行う者や宗教・政治活動を行う者等に対して寄附を行ったりした場合には、指定NPO法人になることはできません。

【表 14】 事業活動に関する基準

基準	備考
1 特定の個人、法人、その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながる活動をしていない	法人の役員や直接のサービス等の受益者だけでなく、事業に伴う経費の支出先や、事業によって得られた成果を享受する者等についても含む
2 宗教活動や政治活動等を行っていない	
3 役員、社員、寄附者や、これらの者の親族に特別の利益を与えていない	
4 営利目的の事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者等に寄附を行っていない	特定の公職の候補者になろうとする者を含む

(3) 情報公開を適切に行うこと

NPO法人には、事務所での書類の閲覧が課せられていますが、その対象は利害関係者等に限定されています。指定NPO法人になると、**誰に対しても**主たる事務所と市内の事務所において、寄附者名簿等を除く本市への提出書類を閲覧させることが必要になります。

情報公開に関する基準は、指定NPO法人となった後、法人事務所で閲覧対象書類を誰でも閲覧できるようにすることについて、予め同意するという内容です。

また、認定制度にはない独自の基準として、法人の情報公開を推進するために、**事業報告書等を法人のホームページ上で公表**するという基準を設けています。

【表 15】 情報公開に関する基準

基準	対象となる書類
1 主たる事務所及び市内の事務所において、情報公開を適切に行い、書類の閲覧に応じられること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等（役員名簿等を含む） ・指定申出書の添付書類（寄附者名簿を除く） ・毎事業年度、川崎市に提出する書類（寄附者名簿を除く）
2 法人のホームページ上で公開できること （特例選択法人には課さない基準）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等（役員名簿等を除く） ・定款

(4) 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること

NPO法の規定に基づき、毎事業年度、事業報告書等を前事業年度終了後3か月以内に所轄庁に提出していることが必要です。

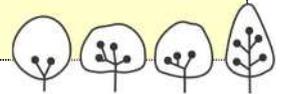
(5) 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと

条例を含む法令等に違反する事実等、公益に反する事実がないことを確認します。

★ 税の申告漏れは法令違反です ～その他の事業≠収益事業～

「『その他の事業』を行っていないから、法人税はかからない」と考えていませんか。

「その他の事業」はNPO法上の区分であり、税法上の「収益事業」とは別の概念です。「特定非営利活動に係る事業」についても「収益事業」であれば、法人税の課税対象となります。法人税・消費税・源泉所得税・法人住民税等を適正に申告・納付していない場合、法令違反にあたり、指定基準を満たせないこととなります。

**(6) 設立の日から1年を超える期間が経過していること**

法人の登記上の設立年月日から1年を超える期間が経過し、かつ2事業年度分の申出書類が揃わないと申出できません。

例えば、令和6年6月に設立された3月決算法人の場合、令和6年度（令和6年6月～令和7年3月までの10か月間）と令和7年度（1年分）の2事業年度の実績で判定することになります。このため、実際に申出ができるのは、令和8年4月以降に令和7年度の事業報告書等を所轄庁に提出した後になります。

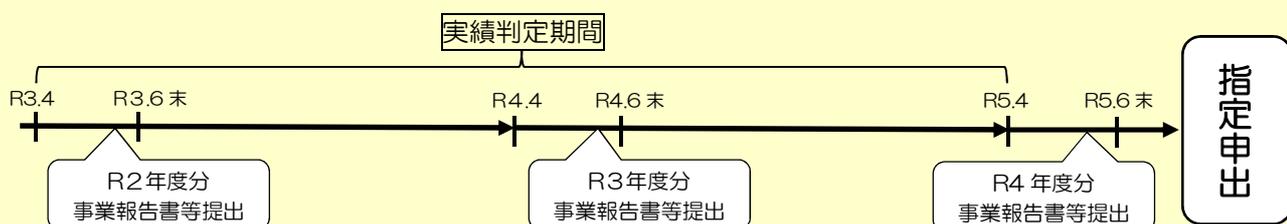
(7) 基準への適合が必要となる期間（実績判定期間）

申出の際に基準に適合していれば、指定NPO法人になれるわけではありません。初回の申出では2年、更新時には5年分（特例措置を受ける場合は3年）の実績について、基準への適合を判定します。

★ 思わぬ「落とし穴」 ～基準への不適合と実績判定期間～

事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に報告することは、NPO法人に課せられた重大な義務です。これまで提出すべき書類は全て提出してあるので、この基準は大丈夫と考えていると、落とし穴があるかもしれません。提出期限は、川崎市の条例により「毎事業年度初めの3か月以内」と定められています。例えば、3月決算法人については、6月30日が提出期限となります。

この場合、事業報告書等を6月30日までに提出していないと、基準を満たせません。初回申出の実績判定期間は2年であり、この間に事業報告書等が適正に提出されていることが求められます。さらに、申出時において直近の事業報告書等についても、期限内に適正に提出されている必要があります。



4 欠格事由

欠格事由に該当すると、指定NPO法人になることができません。また、指定NPO法人となった後、欠格事由に該当した場合は、指定NPO法人ではなくなります。

欠格事由に該当しないことの確認は、該当しない旨を書面（欠格事由チェック表）に記載する方法で行いますが、税の滞納処分がないことの確認書類として、「滞納処分に係る納税証明書」の提出が必要です。

また、暴力団との関係性がないことについては、役員に暴力団員等がないことを神奈川県警に照会するために「役員等氏名一覧表」を提出してもらい、川崎市から県警に確認することによって、該当がないことを確認します。

【表 16】 欠格事由

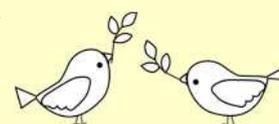
主な欠格事由	提出書類
1 役員に関するもの 役員のうち禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる場合や、役員に暴力団の構成員に該当する者がいる場合など	欠格事由に該当しないことを説明する書類 (欠格事由チェック表) 滞納処分に係る納税証明書 (国税・都道府県税・市区町村税の3種) 役員等氏名一覧表
2 認定の取消し又は本市の指定NPO法人になった後に指定法人に該当しないこととする手続きを受けてから、5年を経過しない法人	
3 定款や事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
4 過去3年間に、税の滞納処分があった法人	
5 過去3年間に、重加算税等を課された法人	
6 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある法人	

★ 滞納処分に係る納税証明書って？

税の滞納処分がないことを説明するための書類として、「滞納処分に係る納税証明書」の提出が必要です。「滞納といっても、そもそも税を納める事業など行っていない」という法人も多いと思いますが、納税実績がない法人も取得できる書類です。

この証明書は、国税・都道府県税・市区町村税の3種類が必要で、1通につき300円から400円かかります。法人印や申請者の本人確認書類等、申請に必要なものを持って、所轄の税務署・県税事務所・市税事務所等に行き、窓口で「過去3年以内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する納税証明書」と言えば、取得できます。国税については、「納税証明書 その4」がこれにあたります。

なお、証明書は、事前相談時に添付する必要はありません。事前相談を通じて、申出書類の確認を受け、内容が整ってから取得してください。取得日から遡って過去3年以内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する書類のため、実際の申出日よりかなり早く取得すると、再度の取得をお願いすることになりますので、ご注意ください。



【表 17】 認定・特例認定・指定 基準等比較表

1 公益要件

認定	特例認定	条例指定
1 広く市民からの支援を受けていること (いわゆるPST:パブリック・サポート・テスト) 次のいずれかを満たすこと ①収入金額に占める寄附金の割合が20%以上 ②実績判定期間内に3,000円以上の寄附をした人が年平均100人以上 ③法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている	なし	1 市内における公益的活動の実績 2 地域における支持 次のいずれかを満たすこと ①年間3,000円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均50人以上 ②年間1,000円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均100人以上 ③認定NPO法人であること (本市の条例指定を受けて認定を取得した法人を除く)

2 運営要件等

基準	認定	特例認定	条例指定		
			通常	特例	認定法人※
会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満であること	○	○			
運営組織や経理が適正であること	○	○	○	○	△
事業活動が適正であること					
・特定の者への不当な利益につながる活動がない	○	○	○	○	△
・宗教・政治活動を行っていない	○	○	○	○	△
・役員等の関係者に特別の利益を与えていない	○	○	○	○	△
・営利事業者等に寄附を行っていない	○	○	○	○	△
・特定非営利活動の事業費が総事業費の80%以上	○	○			
・寄附金を特定非営利活動に70%以上充当	○	○			
情報公開が適正であること					
・全ての事務所での書類の閲覧	○	○			
・主たる事務所及び市内の事務所での書類の閲覧			○	○	△
・事業報告書等のインターネットでの公表			○		○
事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出	○	○	○	○	△
法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと	○	○	○	○	△
設立の日から1年を超える期間が経過していること	○	○	○	○	△
過去に認定や特例認定を受けていないこと		○			
設立から5年を超えていないこと		○			
欠格事由に該当しないこと	○	○	○	○	○

凡例) ○…基準、△…基準ではあるが、基準等チェック表等の提出は不要

※ 条例指定の「認定法人」の欄は、「地域における支持」を認定NPO法人であることにより満たす場合(本市の条例指定を受けて認定を取得した法人を除く)

注) 条例指定を経て認定を取得する場合は、条例指定と共通する基準を含め、全ての基準を改めて審査し、法人事務所に職員が伺って、帳簿書類や法人事務所での閲覧の環境等を確認します。その際、不適正な経理処理などが発覚した場合などは、基準に適合していないとみなされることとなります。